公告工－第20号

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年１０月２２日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生

１　工事概要
(1)　工 事 名　高圧交流気中負荷開閉器等更新工事
(2)　工事場所　航空自衛隊山田分屯基地
(3)　工　　期　契約締結日～令和９年3月31日
(4)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
(5)　本工事は、現場閉所による週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。
(6)　本工事は、一般競争参加資格確認申請を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）までに見積参考資料を交付する試行工事である。
なお、「見積参考資料」は、建築工事請負契約条項第１条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。
(7)　指定品目については、契約後に契約後に建築工事請負契約条項第２７条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気」で級別の格付を受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　防衛省競争参加資格の「電気」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記３の等級）がＣ等級以上であること。

(5)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号２８．３．３１）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(7)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(8)　情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

［(9)は、請負金額が４５００万円以上（建築一式９０００万円以上）の場合に適用する。］
(9)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　過去１５年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3　入札手続等

(1)　担当部隊等
〒０３３－８６０４　　青森県三沢市後久保１２５－７
航空自衛隊第３航空団（三沢基地）会計隊契約班
ＴＥＬ（０１７６）５３－４１２１（内線：３６７４）
FAX（０１７６）５３－５４６４　　担当： 櫻井

(2)　入札説明書等の交付
ア　交付期間
　令和８年１０月２１日から令和８年１１月５日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時
イ　交付場所
　(1)及び三沢基地ホームページの調達情報
ウ　交付書類
　入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの
エ　交付方法
　手交若しくは三沢基地ホームページの調達情報より入手
　なお、仕様書については、公告とともに公示している場合は、三沢基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3)　申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
ア　提出期限
　令和８年１１月５日１７時００分
イ　提出方法
　持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4)　入札書等の提出期限等
ア　提出期限
　令和８年１１月１６日１７時００分
イ　工事費内訳明細書の提出
　工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
ウ　提出方法
　持参又は郵送等

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第７項第７号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5)　開札の日時及び場所
ア　日時　令和８年１１月２４日（火）１４時００分
イ　場所　航空自衛隊三沢基地（合同庁舎１階会計隊入札室）

4　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金
免除

(3)　契約保証金
免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（１年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の１０分の１（予決令第８６条の調査を受けた者との契約については１０分の３）以上とする。

(4)　入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法
　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8)　契約書作成の要否
　要

(9)　適用する契約条項
　本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(10)　資料のヒアリングを行う場合がある。

(11)　関連情報を入手するための照会窓口
　３(1)に同じ。

(12)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

［(13)アは、請負金額が４５００万円以上（建築一式９０００万円以上）の場合に適用する。］
(13)　配置予定監理技術者の確認
ア　落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
イ　種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

［(14)は、請負金額が４５００万円以上（建築一式９０００万円以上）の場合に適用する。］
(14)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(15)　詳細は、入札説明書による。

（別添）

山田分屯基地工事一般事項仕様書

1　一般事項

⑴　工事の施工は、本仕様書によるほか設計図書、国土交通省官庁営繕部監修「公共建築、電気、設備工事標準仕様書」、「公共建築、電気、設備工事改修標準仕様書」、防衛省整備計画局「土木工事共通仕様書」及び基地諸規則の定めるところにより、遺漏なく実施するものとする。ただし、当該工事に関係のない事項については適用しない。また、これらに明記されていない事項については、官側に確認の上、実施するものとする。

⑵　工事の着工及び施工にあたっては、官側とよく調整し、連絡不十分等による工事の誤りや遅滞などを避けなければならない。

2　法令の遵守及び官公庁への手続き

⑴　工事の着手施工及び完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は遅滞なく行うものとする。

⑵　⑴項に規定する届出手続き等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ官側に報告するものとする。

⑶　関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、請負者側が、その検査に必要な資器材及び労務等を提供するものとする。

3　疑義に対する協議及び軽微な変更

設計図書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、官側と協議する。また現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難、又は不都合な場合は官側と協議するものとする。

4　安全管理及び環境保全

⑴　建築基準法、建設工事に係わる資材の再生資源化に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱により、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。

また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再生資源化に努めるものとする。

⑵　請負者側は、関係法令に従って工事現場の安全衛生に関する管理責任者を選出し、管理を行うものとする。

⑶　工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、また作業の工程毎に安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底する。

⑷　請負者側（現場代理人）は、常に現場の整理整頓を行い、特に工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障を来さないような施工方法を定める。ただし、これにより難い場合は、官側に確認するものとする。

5　養生

　既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な方法で養生を行うものとする。

6　後片付け

　工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

7　実施工程表

⑴　工事の着工に先立ち、実施工程表を作成し、官側に提出するものとする。

⑵　実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、官側の承諾を受けるものとする。

8　施工計画書

　工事の着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順及び工法等についての施工計画書を官側に提出しなければならない。

9　施工図等

⑴　施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、官側の確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ官側の確認を受けた場合はこの限りではない。

⑵　施工図等の内容、納まり等によって変更する必要が生じた場合は、官側に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な処置を講ずるものとする。なお、指定色等は、記載がない場合、官側に確認するものとする。

10　工事の記録

⑴　官側と協議した場合、工事打合せ簿を作成し、内容を書面に記載しておくものとする。

⑵　工事の施工に際し、試験を行った場合は、書面に記載しておくものとする。

⑶　官側の指示により、作業前、作業中及び作業後の状況写真をその目的が明確に判断できるように撮影し、整理して提出するものとする。

⑷　次のアからエのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備するものとする。

ア　工事の施工によって隠蔽される等、後日の目視による検査が不可能な場合又は容易でない部分の施工を行う場合

イ　一工程の施工を完了した場合

ウ　施工の適切なことを証明する必要がある場合

エ　設計図書に定められた施工の確認を行った場合

⑸　⑷項について、官側より請求されたときは、提出又は提示するものとする。

⑹　工事写真の撮影は、当該工事に関する部分以外の撮影を禁止する。なお、工事写真は十分に判別のつく解像度とし、写真専用のプリント用紙にてＬ判サイズ(89㎜×127㎜) 程度でＡ４版縦に整理し提出するものとする。また、官側が指示するものは、その指示した大きさとする。

11　材料等

⑴　仮設材及び特に記載されたもの以外の材料等は、努めて「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に該当する物品等とし官側の検査を受けて合格したものを使用するものとする。

⑵　使用する材料が、定められた品質及び性能を有することの証明となる資料を官側に提出するものとする。ただし、ＪＩＳ及びＪＡＳ規格品表示のある材料を使用する場合は資料の提出を省略することができる。

⑶　特記事項及び図面の使用部品並びに主たる機器の変更を要する場合は同等以上の品質とし事前にその製品の仕様、金額等について判断できる書類を提出し官側の確認を受けるものとする。

12　工事の検査

⑴　隠ぺいされる部分等の工事完成後、検査確認が困難な箇所等の工程に達したときは、検査官の確認後、工事を続行するものとする。なお確認日は、検査官が定めるものとする。

⑵　契約書等に規定する工事を完成したときの通知は、次のアからウに示す要件の全てを満たす場合に、検査官に提出する事ができる。

ア　設計図書に示す全ての工事が完了していること。

イ　監督官から是正を受けた事項がすべて完了していること。

ウ　設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

⑶　⑵項の通知に基づく完成検査は、検査官が定めた検査日に実施する。

13　提出書類及び記録

官側に提出する書類等は、以下に掲げるものを標準とし、必要に応じ別に定める様式により作成しなければならない。なお、定めのない書類及び様式については官側と協議するものとする。

書　類　名	提出期限	部数	備　考
工事等入門許可申請書	契約後速やかに	1	発注者側様式
現場代理人等氏名・変更通知書	〃	1	〃
略歴書（現場代理人及び主任技術者）	〃	1	請負者側様式
施工体系図	〃	1	〃
実施工程表	〃	1	〃
施工計画書	〃	1	〃
発生材調書（マニフェスト等も含む）	その都度	1	〃
仮設物設置申請	〃	1	発注者側様式
電気使用申請	〃	1	〃
火気等使用申請書	〃	1	〃

書　　類　　名	提出期限	部数	備　　考
給水等について（使用）	その都度	1	発注者側様式
工事完成届及び工事完成検査願書	工事竣工後	1	〃
工事日報	その都度	1	請負者側様式
工事写真	工事竣工後	1	〃
その他必要な書類	その都度	別示	発注者側様式

14　基地内における規定事項の遵守

⑴　請負者側が、工事のため基地内に立入る場合は、工事等入門許可申請書を提出するものとし、許可証の管理については請負者側の責において徹底する。

⑵　請負者側は、基地等の中で工事を行う場合、基地への立入及び基地等での行動は、基地の規則（部隊側諸規則）及び基地関係者の指示を厳守して行うものとし工事施工地区以外への立入を禁止する。

⑶　工事施工のため火気等を使用する場合は、火気等使用申請書を提出する。またその際消火器等を準備し安全対策の処置を行うものとする。

⑷　工事期間中、基地内における電力、給水等の必要がある場合は電気使用申請又は給水等について（使用）を提出する。

⑸　使用量の計測及び使用料金の支払い等については、必要な処置を取るものとする。

⑹　基地への立ち入りに際してカメラ及び携帯電話等を携帯する場合は、「携帯型情報通信・記録機器持ち込み申請・許可書」を提出するものとする。

15　図面の複製等

設計図書及び関係図書等を、工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしない。なお、交付した設計図書等は、工事終了後速やかに返却するものとする。

特　記　仕　様　書

1　工事名　　高圧交流気中負荷開閉器等更新工事

2　工事場所　　航空自衛隊山田分屯基地

3　工期　　契約日から令和９年３月３１日

4　工事概要　　本工事は、山田分屯基地内（以下、「基地内」という。）における高圧交流気中負荷開閉器等更新工事を行うものである。

5　工事種別及び数量（新設工事で使用する機器等は同等品以上とする。）

工事種別（新設工事）	規格等	単位	数量
高圧交流気中負荷開閉器	KLT-PSA-D2N10LT 三相 7.2kV 200A VT・LA 内蔵 GR 付 方向性 ｽﾃﾝﾚｽ製 ロック電流値 350A±50A 制御ケーブル 40m 付	台	1
ＳＯＧ制御装置	高圧交流気中負荷開閉器付属品	個	1
断路器	3 極単投 DV-3 7.2kV 200A フック棒操作式	個	1
高圧避雷器	8.4kV　GLI-6G　屋内用	個	3
高圧カットアウト	7.2kV 30A　FC-30C 屋内用	個	3
高圧用ケーブル	6600V EM-CET38 ㎟ 管路内配線	m	３７
高圧用ケーブル	6600V EM-CET38 ㎟ 露出配線	m	8
制御用ケーブル	11CVV（付属品）	m	４０
ねじなし電線管	露出配管（E31）	m	2
プルボックス	200×200×100 ステンレス製屋外型	個	1
プルボックス	150×150×100 鋼板製さび止め塗装仕上げ	個	1
機械はつり	配管用貫通口 貫通口径 32mm 厚さ 200mm 程度	か所	1

工事関係者以外不許複製

高圧電力ケーブル端末処理	6600V CVT38 ㎟(屋外耐塩) ｱｲﾋｯﾄ PB6	か所	1
高圧電力ケーブル端末処理	6600V CVT38 ㎟(屋内) ｱｲﾋｯﾄﾆｭｰ T6	か所	1
シュリンクバック対策金具	住友電機 C-80A-22T ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式ｱﾙﾐｸﾘｰﾄ CVT38 ㎟用	組	1
高圧ケーブル等耐圧試験	6600V EM-CET38 ㎟、断路器、高圧避雷器、高圧ｶｯﾄｱｳﾄ、柱上避雷器	式	1

工事種別（撤去工事）	規格等	単位	数量
高圧交流気中負荷開閉器	7.2kV 200A GR付 方向性 重耐塩	台	1
ＳＯＧ制御器	高圧交流気中負荷開閉器付属品	個	1
断路器	３極単投 7.2kV 200A 屋内用	個	1
高圧避雷器	8.4kV 柱上	個	3
高圧避雷器	8.4kV 屋内用	個	3
高圧カットアウト	7.2kV 30A 柱上	個	3
高圧カットアウト	7.2kV 30A 屋内用	個	3
高圧ピン碍子	柱上 耐塩形	個	3
腕金	柱上 1600mm	個	1
高圧用ケーブル	6600V EM-CET38 ㎟ 管路内配線	m	３７
高圧用ケーブル	6600V EM-CET38 ㎟ 露出配線	m	8
制御用ケーブル	EM-CET38 ㎟-10 心 管路内配線	m	３９
プルボックス	200×200×100 樹脂製防水型	個	1
プルボックス	150×150×100 樹脂製	個	1

工事関係者以外不許複製

6　一般共通事項　山田分屯基地工事一般事項仕様書による。（別添）

7　工事仕様

⑴　新設工事

ア　他の機器等に障害を与えぬよう、作業を確実に行うものとする。

イ　作業の過程において、不足分のケーブル交換、端子の接続、増し締め等、軽微な補修については本工事の中で行うものとする。

ウ　接地設備は、既設設備を使用するものとする。

エ　配線工事において、雨のかかる場所では雨水侵入防止処置を行うものとする。

オ　屋外に設置するプルボックスは、ステンレス製防水型を使用し、プルボックス周囲をコーキングする等の防水処置を行い、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。

⑵　撤去工事

ア　他の機器等に障害を与えぬよう、作業を確実に行うものとする。

イ　接地設備は、再使用するものとする

⑶　停電作業

ア　停電作業実施日は、官側と協議の上、決定し、細心の注意の元作業するものとする。

イ　停電作業に伴う予備発電設備の操作及び電路の開閉は官側にて行う。

ウ　安全対策（短絡接地を含む。）の実施は請負者側が実施するものとする。

⑷　車両運行

作業時は、官側の指示に従い運行するものとする。

⑸　試験結果

機器設置後、高圧ケーブル、断路器、避雷器等の耐圧試験及び、地絡継電器等の動作試験を行い、請負者側所定の様式により書面にて報告するものとする。

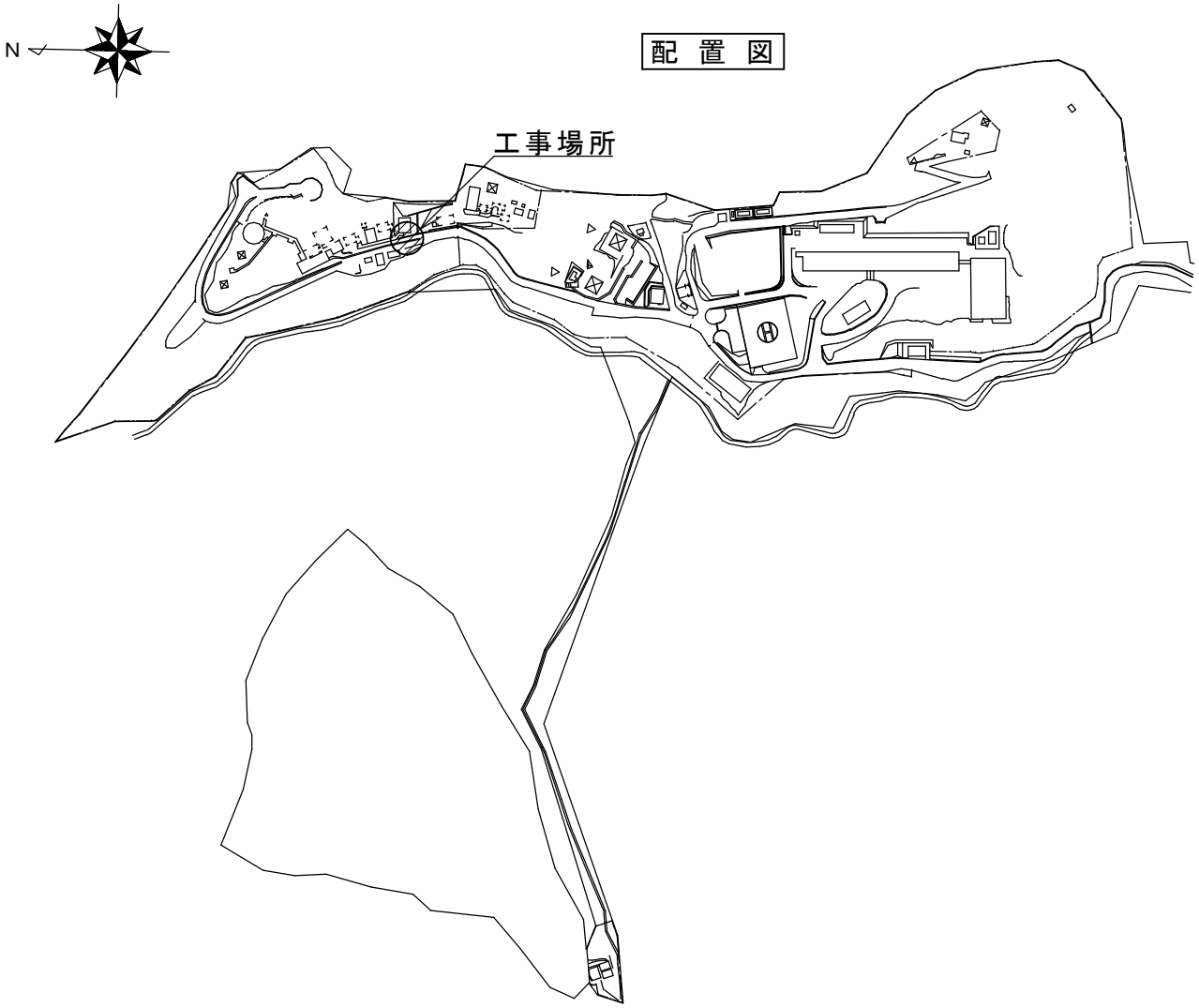
⑹　発生材

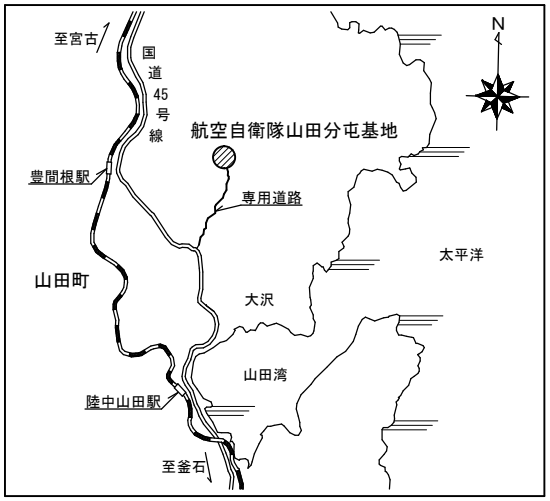
工事施工によって生じた発生材については、山田分屯基地工事一般事項仕様書に基づき発生材調書を作成し、官側の指示する場所に集積し引き渡すものとする。

(7) 保証

請負者側は作業中、構造物及び当該機器等を損傷させ、その原因が請負者側の責に基づくものと明らかに認められた場合には、無償で補修の責を負うものとする。

工事関係者以外不許複製

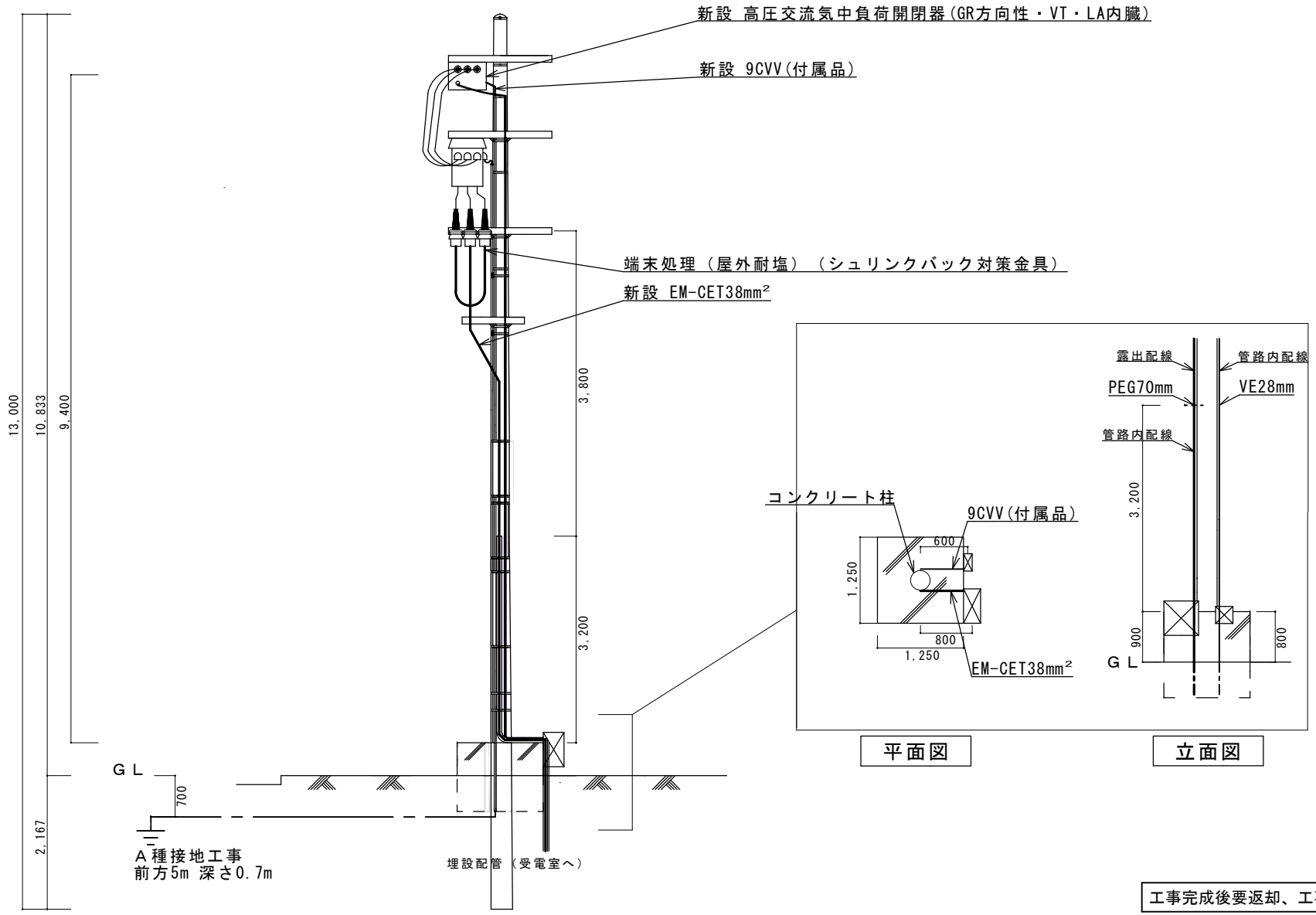




案 内 図

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

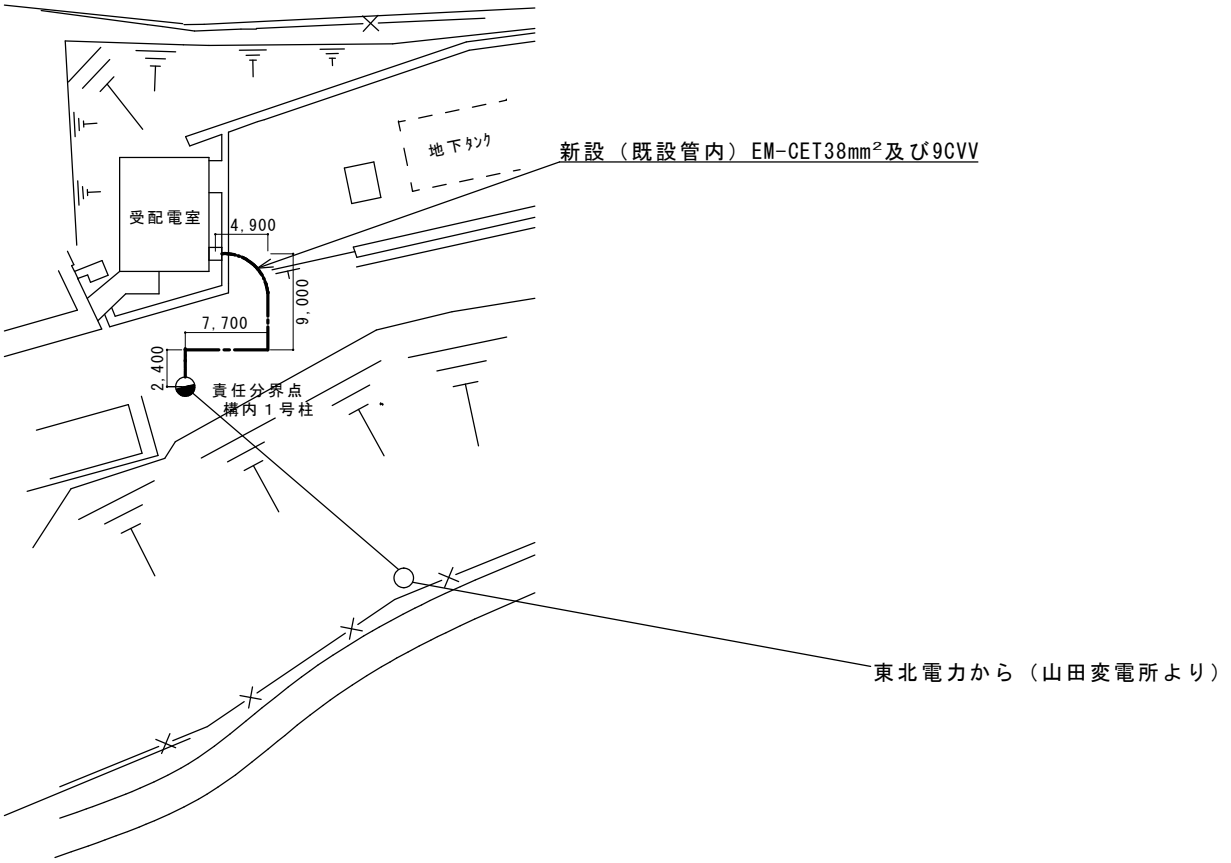
工 事 名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図 面 名	案内図・配置図		
図面番号	4／11	縮尺	N／S
航空自衛隊山田分屯基地			



責任分界柱立面図

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

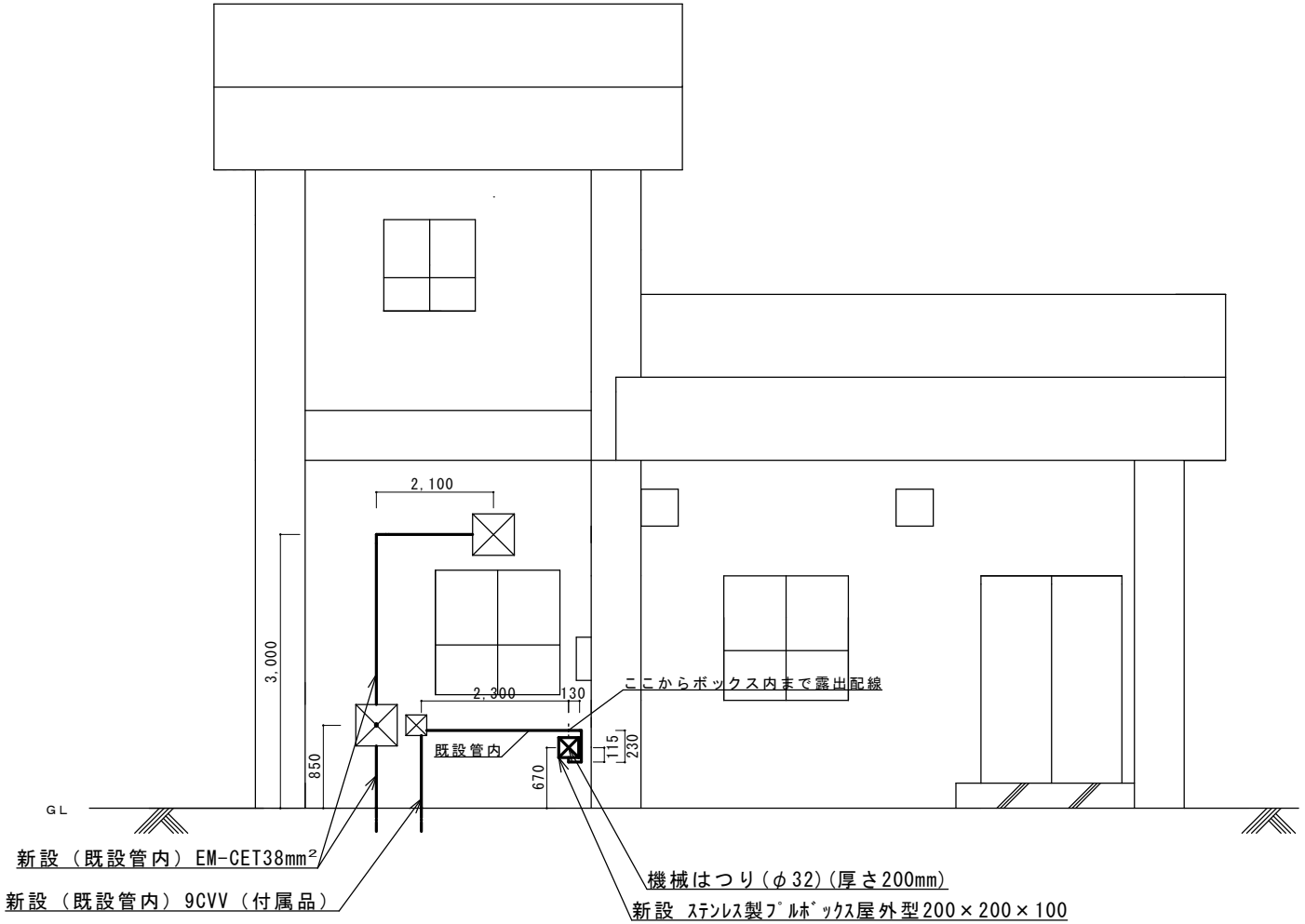
工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	責任分界柱立面図（新設）		
図面番号	５／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			



工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	高圧埋設管布設図（新設）		
図面番号	６／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			

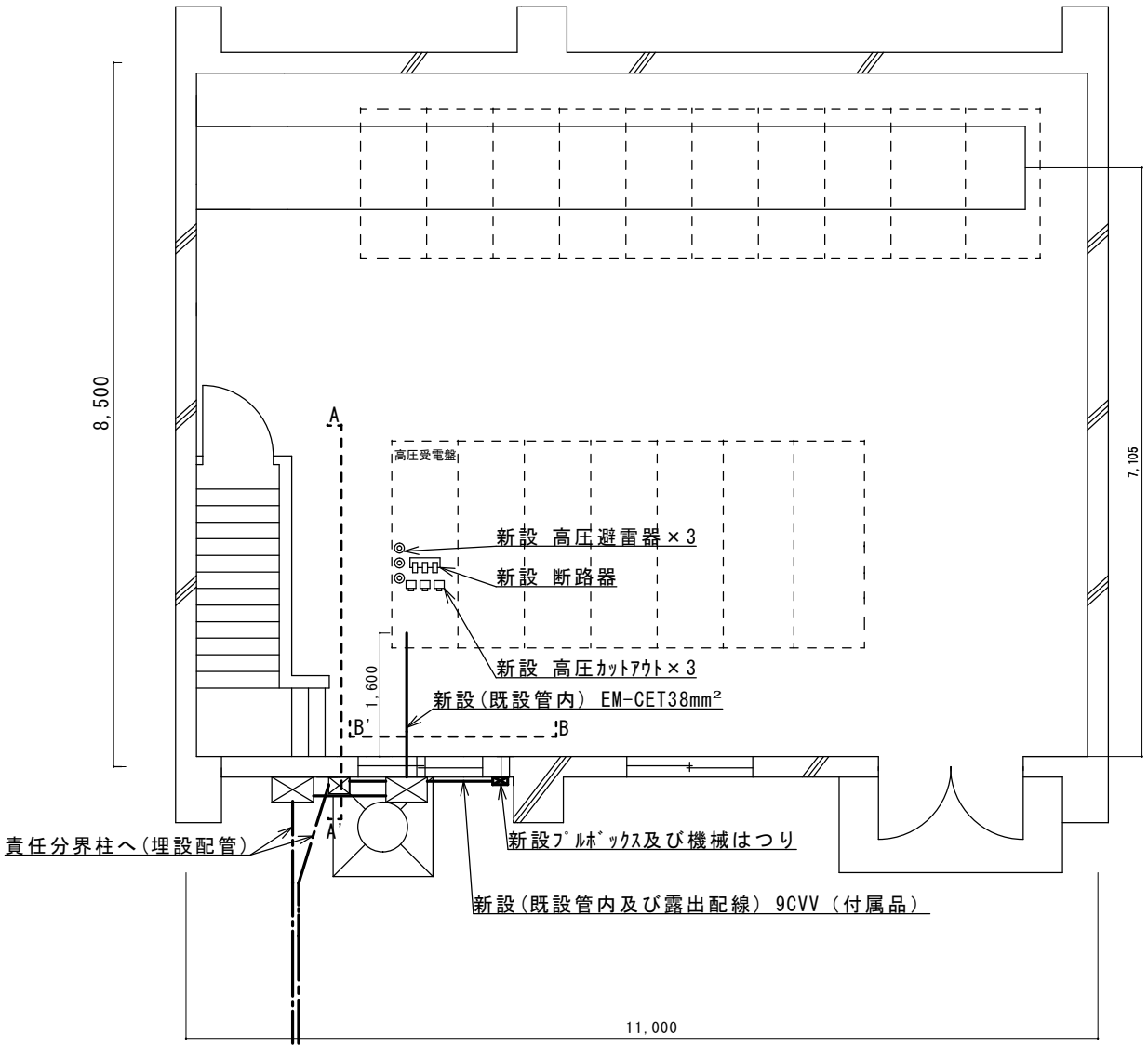
受配電室立面図

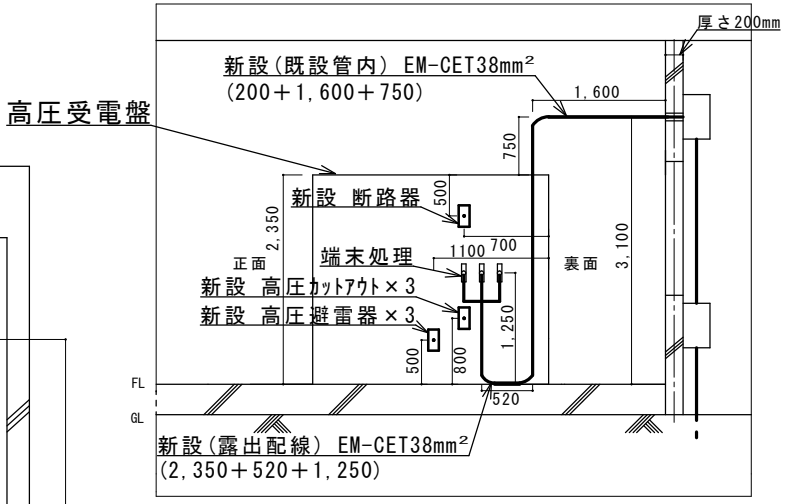


工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

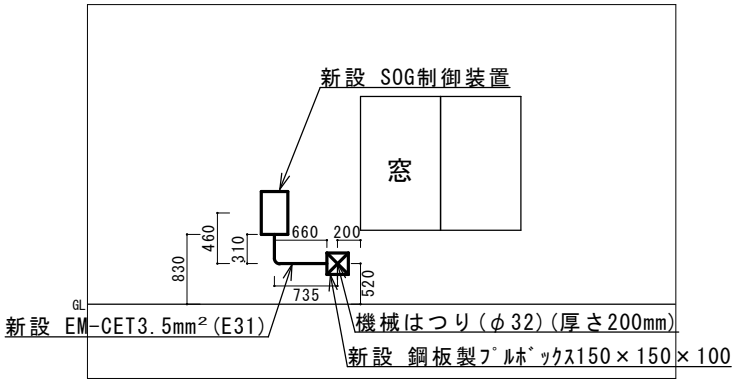
工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	受配電室立面図（新設）		
図面番号	７／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			

受配電室平面図





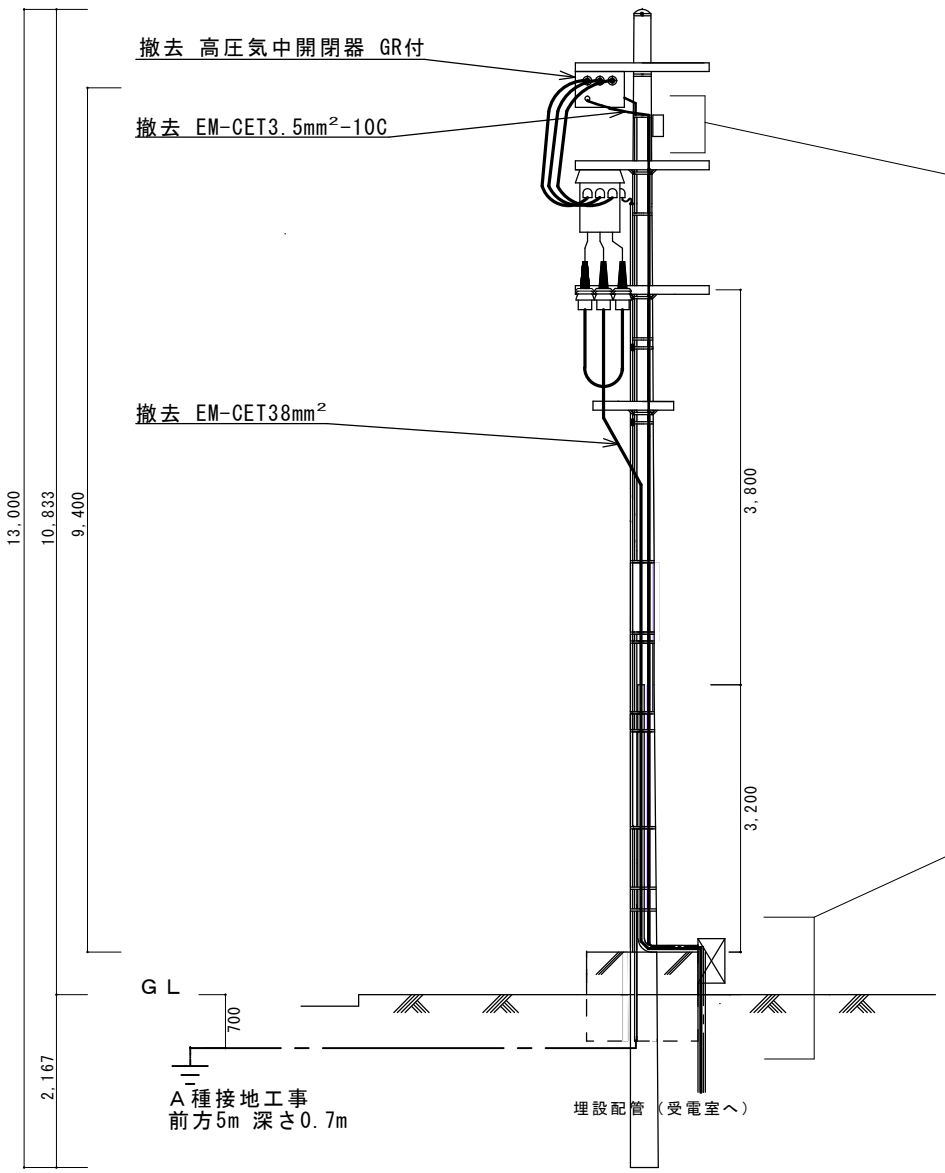
立面図A-A'



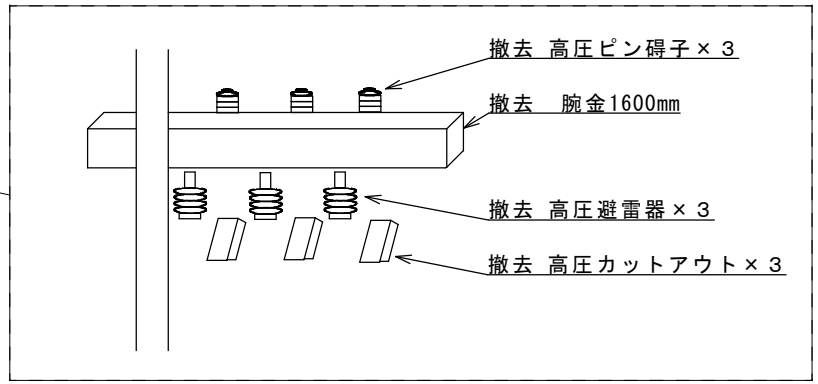
立面図B-B'

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

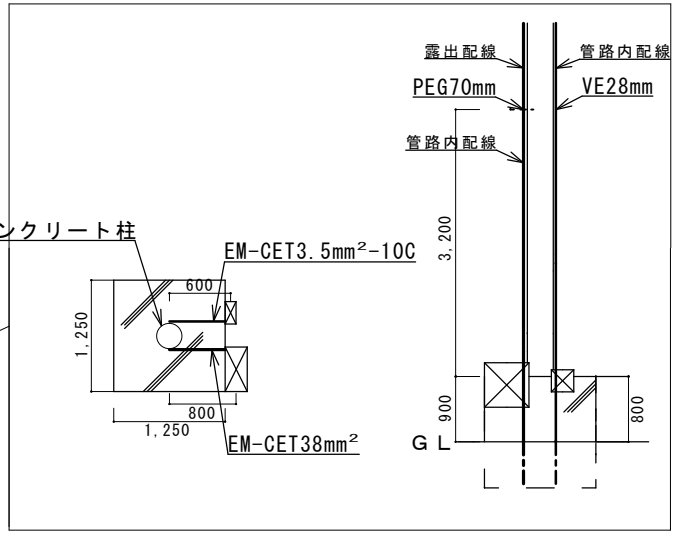
工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	受配電室平面図（新設）		
図面番号	８／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			



責任分界柱立面図



側面図

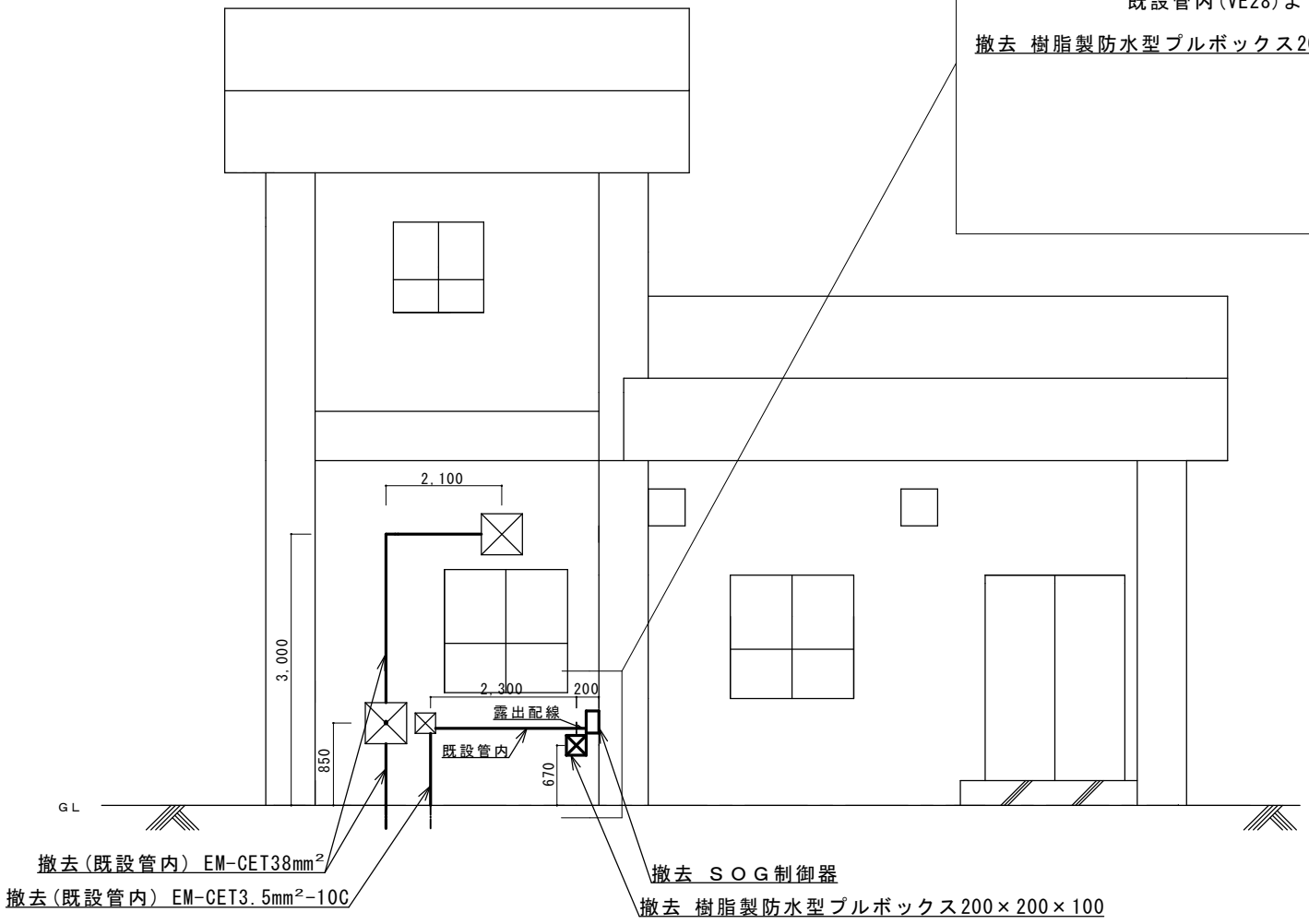


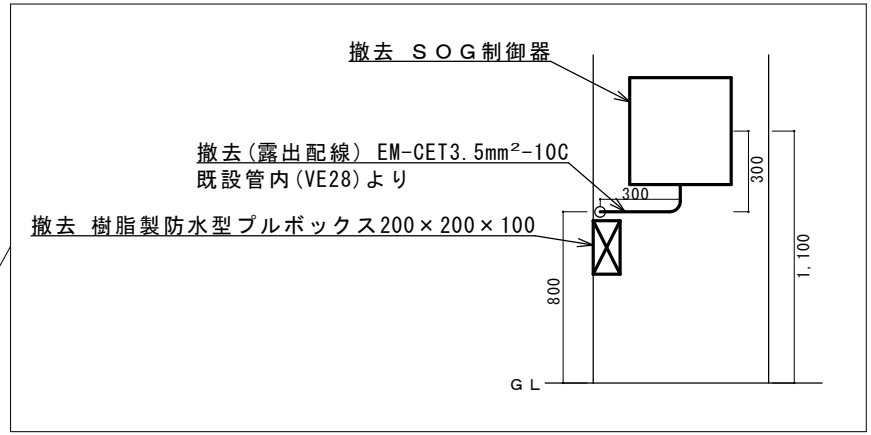
平面図　　立面図

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	責任分界柱立面図（撤去）		
図面番号	９／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			

受配電室立面図



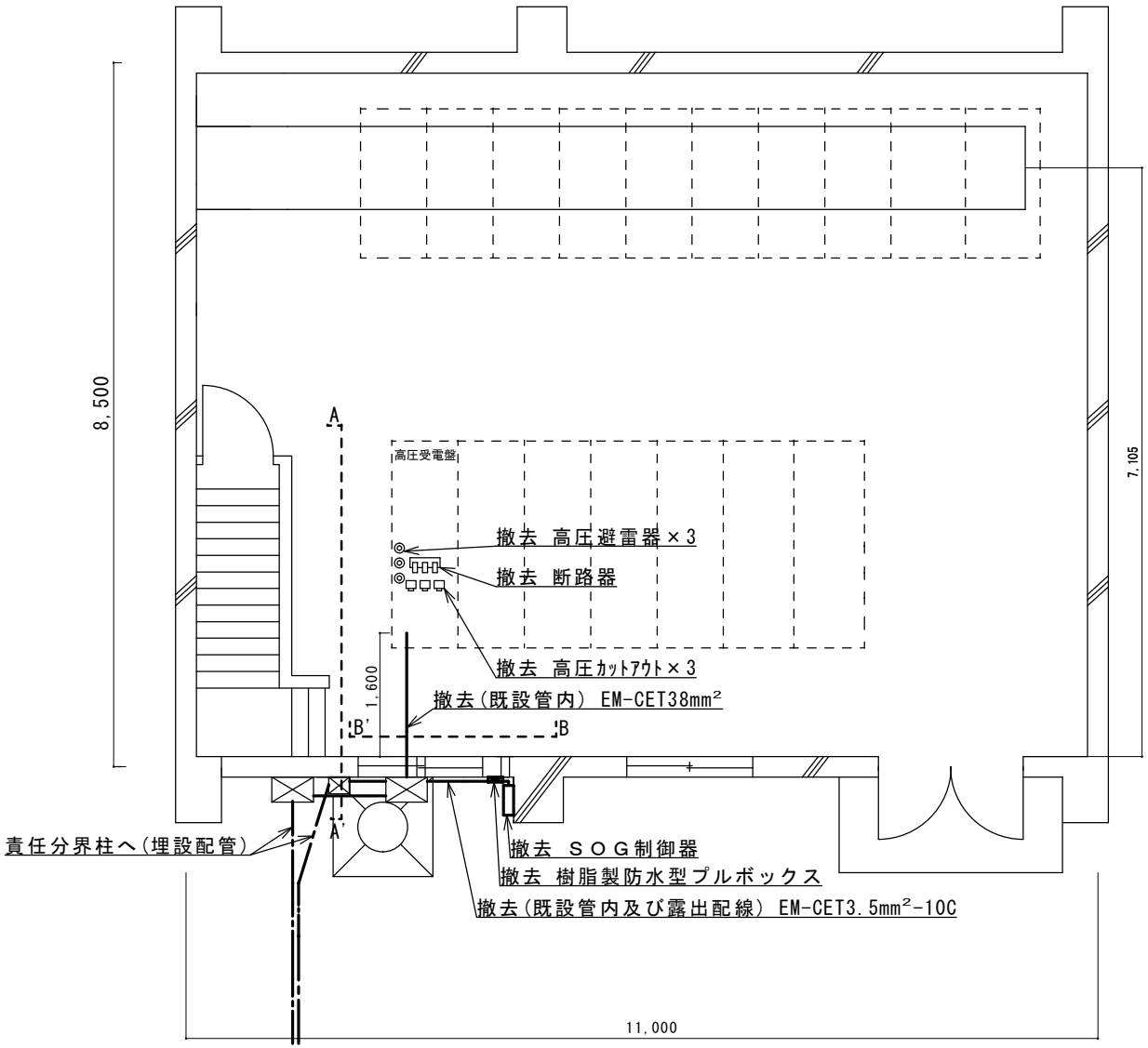


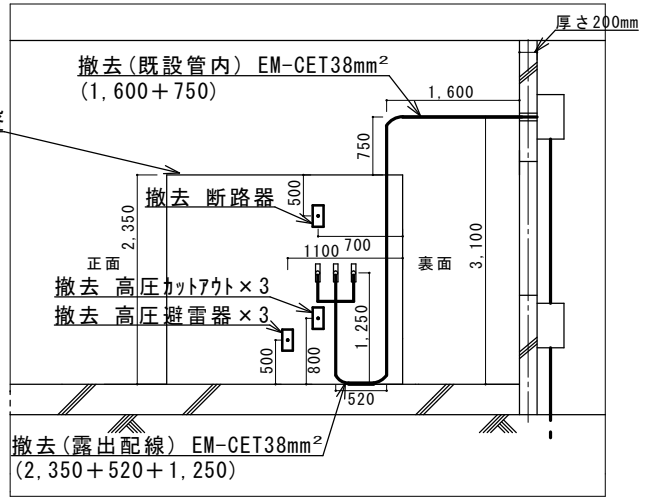
側面図

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

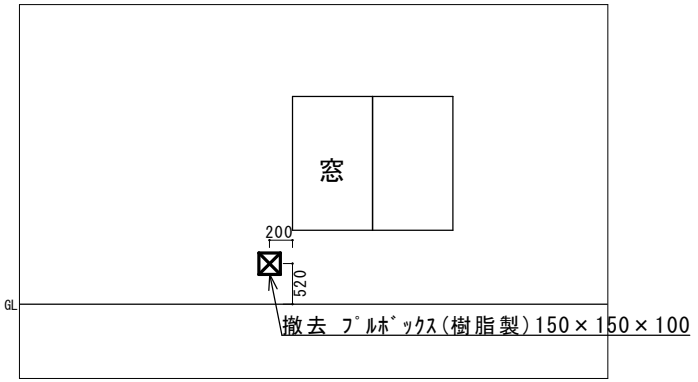
工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	受配電室立面図（撤去）		
図面番号	１０／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			

受配電室平面図





立面図A-A'



立面図B-B'

工事完成後要返却、工事関係者以外不許複製

工　事　名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事		
図　面　名	受配電室平面図（撤去）		
図面番号	１１／１１	縮尺	Ｎ／Ｓ
航空自衛隊山田分屯基地			

A

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和　　年　　月　　日

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長　長谷川　拓生　　殿

No	品名(件名)	規格		単位	数量	単価	金額	備考
1	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事	仕様書のとおり		式	1			
		―以下余白―						
総　計		¥						
申込者の条件		工期:契約締結日～令和9年3月31日 工事場所:航空自衛隊三沢基地 (その他):税抜						

令和　　年　　月　　日

契約担当官

航空自衛隊第３航空団

会計隊長　長谷川　拓生　殿

住所

商号又は名称

代表者名　　印

工事費内訳書

工事名	高圧交流気中負荷開閉器等更新工事

工種等	金額（円）
直接工事費(a)	
共通仮設費	
現場管理費	
産業廃棄物処理費（b）	
一般管理費	
法定福利費等	
工事価格（合計）	（税抜）

※　１　直接工事費の細部内訳明細書を作成し、本様式を表紙としてご提出ください。
２　初回の入札金額に対応した価格をご記入ください。
３　現場管理費金額を記入し、現場管理費の中に含まれる法定福利費等を（　　）の中に金額を記入して下さい。
４　提出する際は入札書とは別の封筒へ入れ、「社名」と「入札書」又は「内訳書」の記入をしてご提出ください。
５　郵便の場合は「入札書の封筒」「内訳書の封筒」の２つを、別の１つの封筒へ入れて郵送してください。
６　細部内訳明細書は任意様式でも結構です。但し入札に際し、細部内訳明細書の記載内容に関して以下（1）～（3）の記載をしてください。
(1)　材料費（直接工事費の内訳に記載）
(2)　労務費（直接工事費の内訳に記載）
(3) 当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定める。
下記ア～ウについて
ア　法定福利費（現場管理費又は工事原価の内訳に記載）
イ　安全衛生経費（現場管理費又は工事原価の内訳に記載）
ウ　建設業退職金共済契約に係る掛金（現場管理費の内訳に記載）
＊ア+イ+ウ＝法定福利費等

７　提出期限については公告をご確認ください。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　８年　　月　　日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和８年１０月２２日付けで入札公告のありました高圧交流気中負荷開閉器等更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１　同種の工事の施工実績を記載した書面
２　配置予定の技術者の資格等を記載した書面
３　同種の工事の契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
４　工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以　上

注１）　電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
　　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

同　種　の　工　事　の　施　工　実　績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契　約　金　額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	年　月～　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	そ　の　他	
CORINS 登録の有無		有（CORINS 登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配　置　予　定　の　技　術　者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者又は監理技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

記載例

（防衛省の発注工事において過去実績がある場合）

令和　　年　　月　　日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
　会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

記載例

（防衛省の発注工事において過去実績がない場合）

令和　　年　　月　　日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
　会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電　話　番　号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
　会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、過去　　年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
　会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生　　殿

私は、　　を代理人（副代理人）と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。

委任者との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人使用印鑑　　

委任事項：下記事項に対する、入札及び見積に関する一切の権限

１．件　　名　　高圧交流気中負荷開閉器等更新工事

２．工期　　契約締結日～令和９年３月３１日

３．工事場所　　航空自衛隊山田分屯基地

住　　所

委任者　　名　　称

氏　　名